

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1－22号）第13条第5項の規定に基づき、大分大学医学部附属病院に所属する医療系技術職員（第4条各号に掲げる職種に限る。以下同じ。）を一元的に組織化し、資質の向上を一層図るとともに、医療系技術職員が配置される中央診療施設、特殊診療施設及び診療科（以下「中央診療施設等」という。）における業務を円滑かつ効率的に遂行するための要員配置を行い、もって医療技術業務の更なる推進及び患者サービスの向上に資するために置く、大分大学医学部附属病院医療技術部（以下「医療技術部」という。）の組織及び業務等に関し、必要な事項を定める。

(医療技術部長)

第2条 医療技術部長は、病院長の命を受け、次の各号に掲げる業務を行い、所属職員を指揮監督する

- (1) 医療技術部の業務の統括及び関係部署との連絡調整に関すること。
- (2) 医療系技術職員の人事に関すること。
- (3) 医療系技術職員の教育、研修その他医療技術の向上等に関すること。
- (4) その他医療技術部に関すること。

(副医療技術部長)

第3条 副医療技術部長は、医療技術部長を補佐し、医療技術部長に事故があるときはその職務を代行する。

2 副医療技術部長は、総務、業務、教育等の職務を分担させるため、複数人を置くことができる。

(部門)

第4条 医療技術部に、その業務を分掌させるため、次の部門を置き、当該各号に掲げる医療系技術職員を所属させる。

- | | | |
|-----|-------------|-------------------------|
| (1) | 臨床検査部門 | 臨床検査技師 |
| (2) | 放射線部門 | 診療放射線技師 |
| (3) | リハビリテーション部門 | 理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，視能訓練士 |
| (4) | 臨床工学・歯科部門 | 臨床工学技士，歯科技工士，歯科衛生士 |
| (5) | 患者支援部門 | 公認心理師，社会福祉士，精神保健福祉士 |

(部門長)

第5条 前条に掲げる各部門に部門長を置き、臨床検査部門長は臨床検査技師長、放射線部門長は診療放射線技師長、リハビリテーション部門長は医療技術部長が指名する療法士長、臨床工学・歯科部門長は臨床工学技士長、患者支援部門長は医療技術部長をもって充てる。

2 部門長は、上司の命を受け、当該部門の業務を統括する。

(技師長等及び副技師長等)

第6条 第4条第1号から第4号までに規定する部門に、技師長、療法士長及び技士長（以下「技師長等」という。）並びに副技師長、副療法士長及び副技士長（以下「副技師長等」という。）を置く。

- 2 技師長等は、上司の命を受け、当該部門の医療技術に関する業務を掌理する。
- 3 副技師長等は、技師長等を補佐し、技師長等に事故があるときはその職務を代行する。
- 4 技師長等及び副技師長等の選考等については、別に定める。

(主任技師等)

第7条 第4条の各部門に、必要に応じ主任技師、主任療法士、主任訓練士、主任聴覚士、主任

技士，主任衛生士，主任技工士，主任心理師及び主任福祉士（以下「主任技師等」という。）を置く。

2 主任技師等は，上司の命を受け，担当する医療技術業務を処理する。

（運営会議）

第8条 医療技術部の運営に関する事項を審議するため，医療技術部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は，次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医療技術部長
- (2) 副医療技術部長
- (3) 中央診療施設等の長
- (4) 医学・病院事務部総務課長
- (5) その他病院長が必要と認めた者 若干人

3 前項第5号の委員は，病院長が指名する。

4 第2項第5号の委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

5 運営会議に議長を置き，医療技術部長をもって充てる。

6 議長に事故があるときは，あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

7 議長が必要と認めるときは，委員以外の者を運営会議に出席させ，説明又は意見を聴くことができる。

8 運営会議の事務は，医学・病院事務部総務課において処理する。

（中央診療施設等との関係）

第9条 医療技術部は，医療系技術職員を一元的に所属させるための組織であり，各中央診療施設等の管理及び運営は，当該中央診療施設等が行う。

2 医療系技術職員は，中央診療施設等に配置され，当該中央診療施設等の長の命を受け，業務を遂行する。

（雑則）

第10条 この細則に定めるもののほか，医療技術部に關し必要な事項は，別に定める。

附 則（平成20年医学部附属病院細則第1－10号）

1 この細則は，平成20年12月24日から施行する。

2 この細則施行の前日に在任する部門長は，この細則により選考されたものとみなし，その任期は第5条第3項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3 大分大学医学部附属病院医療技術部規程（平成18年医学部附属病院規程第1－2号）は，廃止する。

附 則（令和6年医学部附属病院細則第1－1号）

この細則は，令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院細則第4－31号）

この細則は，令和7年4月1日から施行する。